

## ドイツ型議院内閣制序説

林田, 和博  
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1397>

---

出版情報 : 法政研究. 27 (2/4), pp.177-190, 1961-03-25. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

# ドイツ型議院内閣制序説

林 田 和 博

□

憲法は、その他のすべての法と同様に、妥当 (Galtung) をその本質的要素とし、憲法によって樹立された基本原則の最高国家の機関の側からの厳守を確保し、憲法規定の事実上の実行を担保する、妥当の保障を必要とする。換言すれば、憲法は、人々をして、その人類の意思への抽象的要求から具体的行為への、転換を蓋然的として期待せしめる力の存在を必要としている。不測の瑕疵のつきまとう人類の制度たる憲法も亦永久不変の絶対的安定は存在の余地をもたぬことは論をまたない。歴史の力、時の流れは法秩序自身を支配し、歴史の力に対してはあらゆる安定が無効であり、あらゆる人類の工作は歴史の流れに跡かたもなく押し流されて行く。<sup>(一)</sup>

斯くて、憲法の保障はそれぞれの文化期及びそれぞれの国家において甚だ区々である。

憲法の保障については、その他のすべての法の保障と同様に、G・エリネックに従って、三種類の保障が分類され得るであろう。<sup>(二)</sup>

## 論 説

一 憲法の社会的保障 大いなる社会力、例えば宗教、習俗、社会倫理、経済秩序などの全体及びこれによって創造される利益は、絶えず憲法の創造及び維持に作用し、且つ憲法の妥当の最も強い、他の力はただその補充を意味するに止まる保障を与える。彼等は抽象的法的観念の中に生きている恣意の最も強力な事実的制限を形成し且つ現実

を意識する意思をこえた力で国家制度の現実的生活及び国家の歴史を決定するのである。このような社会的力はその性質上現存の法に対し、法維持的にも法破壊的にも作用し得る。さらに、彼等は原則として法の基底又は制度の基盤として作用し、個々の法事件の中で作用し、時として屢々作用しない。斯くて、社会的保障はそれのみで法に妥当を保障する事ができるが、しかし斯かる保障は完全な確実性をもって計算せられ得ない不完全なものであり、従って自らは不完全な社会規範を形成するにすぎないこととなる。

しかし、このような社会的保障は憲法秩序の継続的妥当には欠けた事はなかったし、亦欠げることができず、前述の如く、人類の法則から離脱した権力者の恣意自体が彼等において一の限界を見出す。<sup>(三)</sup>

二 憲法の政治的保障 憲法の政治的保障は組織された国家的ファクターの現実の力関係、国際法関係の中における国家自身、国内法関係における国家機関の現実的権力関係の中に横っている。すなわち、憲法秩序の最も重要な政治的保障は国家組織の中に現われて来る権力分配の態様の中に存している。

種々の国家機関への事実上の権力分配はあらゆる時代において、それが他の目的の追求に役立つと共に、常に現秩序の保障の最も優れた手段として妥当する。事務の大部分を官吏に管理せしめる必要自体が現実には専制国家においては、君主の絶対権の制限を意味していた。

君主の手に集中された国家権力を分権化して立法行政司法の三権となし、議会議府裁判所が対立してそのチェック・アンド・バランスによって有機的に憲法を保障せんとする制度はプラトン、アリストテレスの昔から古く、就中英国憲政史の中に除々に形成され、モンテスキューに依ってその近代的理論の構成を得、これがアメリカ、次いで欧羅巴の諸国において、立憲法治国家の最も重要且不可欠の要素となっているのである。

しかし、政治的な憲法の、斯かる力関係による有機的な保障は、社会的保障とともに、それが完全な確実性をもつ

て計算せられ得ないという特性をもち、従って屢々意図されたものとは逆の結果をもつことが注目されねばならぬ。例えば、大陸における民主政の始めは、議会の創造物の中に法秩序の実現のための最も確実な保障を見た。しかし、歴史は議会の恣意や腐敗は、君主及び官僚の全能に劣らず、法破壊的に作用し得ることを教えた。議事運営における多数の恣意と少数の暴虐の事實は、憲法を議会の恣意及び腐敗によって多分に危胎ならしめるに至っている。茲に三権分立の制度的な発展の歴史がみられる。<sup>(四)</sup>

三 法的保障 最後に、法的保障は、社会的保障や政治的保障から、その効果が確実性を以って計られ得る点で区別される。法的保障がそれぞれの場合に認められているか、その具体的構成において十分であるか、は不確実であるが、ただ憲法の保障に直接役立つと共に、なお、法的保障は、社会的現象の連鎖において、亦社会的作用及び政治的作用をもっているのである。

客観的法の保障手段としてG・エリネックは、(1)統制<sup>ゴントロール</sup>、例えば、上級行政機関、最高行政機関として国家元首の行う下級行政機関の統制、国が行う地方公共団体の統制、議会の行う政府統制、例えば政府弾劾、国政の調査などがこれに含まれる、(2)国家機関の個人的責任とその責任の追求、(3)訴訟、訴願制度などをあげているが、この種の統制のうち、(2)及び(3)は憲法の法的保障の典型的なものとしてあげ得るであろう。斯くて、近代立憲政の前期又は初期、成文憲法は君主と臣民団体の契約証文を意味し、この契約証文をいずれか一方が破棄した場合、茲に抵抗権の理論と実践が形成された。また、破棄を防止する手段として、司法的憲法保障制を見出し、神聖ローマ帝国の Reichskammergericht, Reichshofrath は、憲法の適用解釈に関して争いが生じた場合には特別の裁判所がこれを裁判するという制度の濫觴となり、この制度が立憲法治主義の進展と共に漸次拡充強化されるに至った。この意味において初期の立憲国家の時代に入るとドイツ諸国において、代表的には一八三二年ザクセン憲法一八四九年フランクフルト憲法草案

などがその憲法規定の中に「憲法の保障」という特別の章条を設け、この「憲法の保障」という特別の章条の中で憲法裁判制度を確立したのである。ヨーロッパの憲法の中で、「憲法の保障」という特別の章条と結びついて憲法裁判という制度が確立することは顕著な歴史的事実であり、ヨーロッパの進歩的な憲法はこのような伝統を辿っている。近くは一九一七年のオーストリア憲法、あるいは今次大戦後の一九四七年イタリア憲法はその一例である。

斯くて、「憲法の保障」の章条を内容的に見れば、ザクセン憲法の場合 一、憲法宣誓 二、憲法改正 三、憲法訴願 (Verfassungsbeschwerde)、すなわち憲法の運営に關し君主その他に対する訴願 四、大臣責任訴訟、別に憲法の明文の規定と矛盾する特別の法令及び慣行は憲法裁判所が違憲と判決した場合はその主旨に従って無効とするということを規定していたし、更らに連邦国家についてフランクフルト憲法草案(一八四九)の場合は第七章「憲法の保障」の中では 一、憲法宣誓 二、憲法改正 三、憲法訴願 四、大臣責任訴訟、最後に 五、連邦帝国の憲法爭議 この中に連邦と支邦、支邦と支邦との公法爭議、憲法爭議が含まれ、別に 六、連邦法律の連邦憲法への適合性の争い、が入れられた。<sup>(五)</sup>

斯くて近代立憲制国家における司法的憲法保障の最も重要な且つ典型的なものとして大臣責任訴訟と憲法爭議裁判、換言すれば違憲法令の審査がみられる。<sup>(六)</sup>

(一) 大臣責任訴訟 国家機関はすべて明白な法の規定によって職務権限を賦与せられ、個人として法上の義務を負う。議会の議員、官吏すべて然り。

官吏については適法なる職務遂行の民事的、刑事的及び懲戒法的責任を国家に対して負い、争いある場合、この責任は原則として裁判所及び懲戒機関によって行使追求されている。しかし多くの国において最高官吏の責任は例外をなし、彼等に対し特別の国事裁判所があたり且つ訴権は議会に与えられる。この制度は英国において発展し、この弾

効裁判の制度はアメリカに継受され、弾劾裁判の英米の制度が、個々には甚だしい複雑性を示す大陸の大臣責任訴訟制度の根柢に横っている。勿論、彼等の實際的価値は議會政治の行われている国家、即ち内閣が議會の不信任決議によって容易に討壊される<sup>(七)</sup>ところでは極小である。

彼等は實際的意味よりは、寧ろ原理的意味をもって、憲法の保障に役立つている。

(二) 司法裁判 (Rechtssprechung) 茲では実質的裁判が問題であり、他の権力から独立且つ法的に秩序立てられた手続が本質的問題である。一般に裁判官には法令をその適法性について審査する義務が権限づけられているが、それは憲法の重要な保障を担保するものである。この場合も、国家は多くのヨーロッパ諸国の憲法におけるように、例えば、権限裁判の如く、国家の特定の機関に訴訟当事者の地位を与える事によって客観的法問題について裁判せしめることもできる。<sup>(八)</sup>



フランクフルト憲法草案(一九四九)を半世紀に亘って温めた後、ドイツ国民の夢を実現したワイマール憲法は三権分立の原則によりつつ、連邦主義と社会主義とを抱合する民主主義の憲法であった。

まず、この憲法は主権在国民の原則を宣明し(憲法一)、国民はその代表機関に国政を行わしめると共に、自ら国民請願(法七三、七六)及び国民投票(憲法七三、七四、七五、七六、四三)によって国家意思を決定する。但しこのよ<sup>(九)</sup>うな国民の直接民主政治が行われる場合は稀であって、この憲法は原則的には間接民主政治(代表的民主政)をとる。その際国民の代表機関の重なるものとして国大統領、国政府及び国議会有り、なおその外に支邦の代表機関として国参議院があったが、国政、就中立法の主体的地位に立つものは謂うまでもなく国議會(Reichstag)であった。

一 国議會、(1)議會制度はビスマルク憲法からワイマール憲法へ移行すると共に本質的に重要な変化を伴った。

普通、平等、直接、秘密、比例の原則に依り(憲法二三) 国民が選挙する議員から構成される国議會は、この憲法では、ビスマルク憲法におけるが如き、君主の行政権に従属する、第二次的国家機関の地位から、政治的に殆んど独裁的な最高、国政の主体的国家機関の地位にまで高められた。ビスマルク憲法によれば、帝国議會は、これが同意を得られない限り有効に法律が成立し得ざる、他の立法機関、国參議院と相並んでのみ立法機関を構成するものであった。しかし、ワイマール憲法によれば国議會は文字通り立法権の独占的担当者とされ(憲法六八)、民主政治の本質がここに見出された。

別に、ビスマルク憲法によれば、国宰相はただ国王の信任に基づいてのみ在職し、帝国議會の政治的信任や不信任とは無関係であったのに対し、憲法は国政府は国議會に対して責任を負い(憲法五六)、国政府の在職の要件として国議會の信任を必要とし、国議會が明白に不信任を決議した場合の総辞職の義務を規定し(憲法五四)、斯くて政府は政党内閣、議院内閣制を採るものであった。ドイツ型議院内閣制は、内閣は議會に倚存しつつ、ドイツの伝統たる内閣の議會からの独立を確保するという、イギリス型議院内閣制とアメリカ型大統領制の中間をとり、独特の類型に属したが、このような議會主義的統治形式は、国議會は国の立法権のみならず行政権を掌握、換言すればこれに組織の基礎と重大な圧力を与え、国議會への権力の集中をみた。(二〇)

(2) これを立法についてみれば、立法の基本機関は謂うまでもなく、前述の如く国議會である。国議會は、他のすべての国家機関と同様に、当然自己の立法行為の適法性、換言すれば、法律の合憲性を確保すべく義務づけられ、憲法はかかる目的のために審理委員会(Untersuchungsausschuss)の制度(憲法三四)や議會少数の法律の公布延期請求権の制度(憲法七二)の活用を期待した。しかれども、議會政治においては結局は議會の多数の意思が法律となり、

法律の合憲性の確保を議会の良心のみに委せ得ない事態におかれる。茲に議会の非適法な活動を牽制する機関の存在が理由づけられることとなる。<sup>(二)</sup>

斯くて、ワイマール憲法において、政府の権力は国会に対し、イギリスにおけるより強く、アメリカにおけるより弱い。この場合の行政権は二つに分れる。

二 国大統領 (1) 国大統領は七年の任期を以って国民に依り直接選挙される(四二条)。一連の重要なる国家行為権、例えば国際条約締結権(四五条)、国の文武官任免権(四六条)、国防軍の統帥権(四七条)、緊急措置権(四八条)、恩赦権(四九条)、宰相及び國務大臣の任免権(五三条)、国議会の解散権(二五条)が国大統領の権限に属する。但し国大統領はこのような職務行為を凡べて国宰相及び國務大臣の輔弼に依って行う(憲法五〇―五四条)。このような法状態の下では国大統領は、自己の権限の行使について国議会に対して責任を負う国政府の意思に従うべく政治的に義務付けられる。換言すれば、国大統領は単にロボットの存在に過ぎないとの見解がみられ、かかる国大統領の政治的地位が仏大統領のそれに類比せられた。しかし、ワイマール憲法の国大統領は当時の仏大統領と米大統領との中間に立ち、彼は、仏大統領と同様に、そして米大統領と異って、内閣を議会主義政府の原則に依り組織せしめるが、しかし、彼自身は仏大統領とは異り、そして米大統領と同様に、議会によってではなく、国民によって直接選挙せられ、ワイマール憲法は国大統領に対し、議会の上に支持せられた大統領制より異った政治的基盤を与えられていたのである。斯くて、国大統領には国政府意思の単なる執行者に在らざる地位が保障され、具体的事件において国政府に対し自己の意思を主張し之を實現せしむることは、国大統領の政治的権利であると共に義務と解された。このことは事実上国大統領を国策の樹立に当り、甚だ困難な地位に立たしめるものであって、国大統領の国政府の無条件の下屬は憲法の精神に異背し、国大統領と国政府との間のかくしつは危機の民主政治を招来するものであった。しかし、



いずれにしても、国務に関する国大統領と国政府との政治的妥協において、通常の場合には国大統領は何としてもその憲法上の資格より見て弱者と見られる。国宰相及び国務大臣は彼等の意見を議會及び国民に対し明かにし且弁護することを許されるところでも、国大統領は常に沈黙の中に凡らゆる批判を甘受せねばならず、これ程忍耐と叡智と人格力を必要とする職務はなかつたのである。<sup>(一三)</sup>

ワイマール憲法はエーベルト及びヒンデンブルグと謂う最適任者を国大統領に見出した。

(2) これを立法についてみれば国大統領が立法行為の適法性を議會の良心のみに期待し得ない場合、国大統領はこれを牽制する第一の機関の地位におかれていた。

国大統領は立法において補助機関たる地位をとり、彼は憲法七〇条によって法律の審署 (Promulgation)、公布 (Publikation) に関する権限をもち、国大統領は法律の審署公布においてその合憲性を確保すべく義務づけられるものであった。

国大統領には議會の議決した法律をベトし、議會採決の時から一カ月以内において国民投票に付すべき命令を發する権限が与えられていた<sup>(憲法七三)</sup>。これは立法における彼の権限の重大さを示すものであるが、但し国大統領の審署公布は旧帝国時代において皇帝が有した権威を有せず、且つ国大統領の国民投票の下命は国政府の副署を必要とした。

国大統領のすべての下命は国政府の副署を必要とし、しかも政府が国議會へ依存従属している限り<sup>(憲法五四)</sup>、国大統領の議會への拘束性 (Parlamentgebundenheit) は根強く、かくて、法律の合憲性の確保に関する国大統領への期待は過大評価することを得なかつた。<sup>(一四)</sup>

三 国政府 (1) ビスマルク憲法の政府は政党に超然たる政府であると誇稱したが、ワイマール憲法の国政府は國議會の基礎の上に立つ議院内閣制であつた。

国政府は国宰相及び国务大臣を以って組織し(憲法 五二条)、国大統領が任免するが(憲法 五三条)、国政府は政治の一般方針を決し、之に關し国議會に對し責任を負い、この一般方針内において各国务大臣は主任の事務につき独立に職務を管掌し且國議會に對し自ら責任を負うものとされた(憲法 五六条)。

即ち、ビスマルク憲法において、帝國政府は独裁的に組織せられ、帝國宰相のみが本来の意味の大臣であつたのに對し、ワイマール憲法は連衡的國政府を規定したのであつて、國政府の連衡的組織 (Integrationsystem) は議會に對する責任と議會の影響力とを拡大強化することを目的とした。(二四)\*

\*但し、議會主義的政府では、恰も議會が自ら統治するかの如く誤解されてはならぬ。議會主義的政府は、寧ろ議會に基礎を置く指導者が議會の信任を失うまで統治するということを意味する。

(2) これを立法についてみれば、憲法政治の中樞機關と認められ、立法において議會を牽制し、従つて法律の合憲性を確保するものとして國政府が期待されたが、しかし、ワイマール憲法は議會の全權に道を通じ、國政府がその地位にあるには國議會の信任を必要とした。斯くて、このような政党内閣では、ともすれば、政府は國會意思の執行機關たる地位にあまんじ、政府による法律の合憲性の確保は困難な状態におかれた。(二五)

四 國參議院 (1)最後にワイマール憲法における連邦の問題と國參議院の地位について見よう。

ビスマルク憲法の連邦制においては、支分國の國家性ではなく、連邦の國家性が疑われ得たのに對し、ワイマール憲法の連邦制はその逆であつた。このことはビスマルク憲法序文とワイマール憲法序文との比較からも明かであり、弛緩的連邦制の最初の例 (erstes Beispiel eines labilen Föderalismus = Ricard Thoma) '統一主義'、單一國家への持続的発展と活動が始めから予定された連邦主義の最初の例であつた。

ワイマール憲法はその形式的にも實質的にも統一ユニタリッシユ的であつた。この憲法は支邦に對する國の立法權、行政權、監

督権、非常措置権その他の権限を拡充し、支邦から国権の三要素（憲法、領土、国民）に関する自由処分権を剝奪するものであった。<sup>\*</sup>

\*ビスマルク憲法が連邦支分国（Bundesstaaten）とごうのくに、ワイマール憲法が支邦（Länder）というのは意義をもつものである。支邦は国家的性格を失い、高度自治権を課せられた自治的行政団体に過ぎず、然るに、連邦は単一国家になされた。但し、このような法的目標は政治的現実と矛盾した。神のない且法のない主権僭称（Souveränitätsschwindel）の連邦的分裂主義（Partikularismus）……（ビスマルクが訴えるが如き）……がワイマール憲法の初年に現われたのである。これは政党の連邦的分裂主義が結合した結果の現われであった。

国参議院（Reichsrat）はビスマルク憲法の帝国参議院（Bundesrat）の後継者として、支邦の大小に比例する支邦政府の代表者団体であった。但し、国参議院は帝国参議院と異って統治機関の性格をもたず、ワイマール憲法の議会中心主義の採用と共に支邦代表は完全にその地位を変更せねばならなかった。尚それと共に亦国参議院は米国及び瑞西の上院（senate, ständesrat）を構成する議院団体でもあり得なかつた。即ち、国参議院は憲法上完全に独自の構成を示し、国政の機関たるよりも寧ろ支邦利益を十分に考慮せざる国政に反対する連邦主義的杆槓（ein partikularistischer Hemmschuh）であり、国議会の決議に対する拒否権サスペンソの把持者であった。しかも、国参議院の政治的現実には旧帝国参議院の例に倣い、国政の不可欠の協力者として現われ、その本質的任務は立法の準備機関に支邦の行政的経験を齎らすということにであった。かくて単に支邦政府の訓令の書簡持参者に止まるにあらざる、特別の団体精神より集合せられた人々より構成される国参議院は、その政治的影響において、法が規定するよりは心理的に不可知なものを示すものであった。<sup>二六</sup>

(2) 斯くて、立法についてみれば、国参議院は立法に関与し、従って議会を牽制し、法律の合憲性を確保する機関とし

て現われた。国参議院は国の立法及び行政に関して独乙各邦の利益を代表する国機関であり、各邦は参議院において少く共一投票権を有した<sup>(憲法六一)</sup>。国の立法の補助機関としての国参議院のもつ権限は、(イ)法律案に対する同意権<sup>(憲法六九)</sup>、(ロ)抗議権<sup>(憲法七四)</sup>、(ハ)憲法改正に關し国民表決請求権<sup>(憲法七六)</sup>である。

(イ) 法律案は国政府及び議會よりこれを提出するが、国政府が法律案を提出するには参議院の同意を必要とした。但し、政府と参議院とが一致せざる場合も政府は法律案を提出することができる。

(ロ) 国参議院は国議會の議決した法律に対し抗議権 (Einspruchrecht) をもつ。抗議は、議會の最終決議の後二週間以内にこれを国政府に提示し、後更に二週間以内にその理由を附申する。抗議がなされた時は当該法律を国議會の再議に付するのである。この場合、国議會と国参議院との一致を見ないときは、国大統領は三カ月以内に争いとなつた事件を国民投票に付することができる。国大統領がこの権利を行使しない場合は法律は成立しないものとする。また、もし国議會において国参議院の抗議に拘らず、三分の二以上の多数を以って同一法律案を可決したときは、国大統領は三カ月以内にその議決にかかる法律を公布し又はこれを国民投票に付することを要するのである。

(ハ) 国議會が、国参議院の抗議に拘らず憲法改正の議決をなした場合において、国参議院が二週間以内に国民投票に付すべき旨の要求をなす時は、国大統領はこの法律を公布しないことができる。<sup>(二七)</sup>

以上の立法上の諸権限をもつ国参議院も、彼が立法上で現実に占むる地位は弱かった。このことは国参議院は政党勢力の支配する各邦の代表者から構成されていた事実から自明である。



ドイツ型議院内閣制の特色として司法的憲法保障への強い要望が流れていることが注目されねばならない。前述の

如く、国政の中心が国議会となり、国大統領、国政府、国参議院など立法機関も行政機関も共に政党勢力の基盤の上に立ち、これが圧力の下にその拘束を離脱し得ないものとすれば、茲に政党の政治にすじを通し、その行動を憲法の枠内に喰止める有効な国家機関として唯々司法のみが残され、これが憲法の擁護者として登場することとなる。蓋し司法裁判所のみが政党的勢力の影響から厳格に隔離され、政治から中立と独立を保障され、法の適用運営の専門家として国民の信望をつなぐが故である。もっとも、このような場合と雖も、イギリス式議院内閣制によれば、憲法の保障が立法権に全面的に信託されているのに対し、アメリカ式大統領制 (presidential system) によれば、これは法優位、司法権の独立に求められる。

ドイツにおいては、後者の道を行く。斯くて、ビスマルク憲法の立憲君主政時代では裁判所の違憲法律の審査権の剝奪又は制限が特色的であったのに対し、民主共和制の時代では普通裁判所にこのような審査権を承認し、又は国事裁判所又は憲法裁判所という特別裁判所にこれを承認するのが特色的である。国家権威の失墜と議会の多数決への不信がその主なる理由としてあげられ得る。<sup>(一八)</sup>

- (I) G. Jellinek, Allgemeine Staatslehre. S. 788.
- (II) G. Jellinek, a. a. O. S. 790. G. Radbruch, Rechtsphilosophie.
- (III) G. Jellinek, a. a. O. S. 791. J. Hatschek, Einleitung in das öff. Recht. S. 23. Darmstraedter, Die Grenzen der Wirksamkeit des Rechtsstaates, S. 84 ff.
- (IV) H. Kelsen, Allgemeine Staatslehre. S.
- (V) O. Mayer, Sächsisches Staatsrecht. S. 214. Klüber, Quellensammlung zu dem öff. R. des Deutsch. Bundes. S. 216.

- (十四) Stolzmann, Zur geschichtlichen Entwicklung des Rechts der Verfassungsstreitigkeiten. (Arch. d. öff. Recht, N. F. 16). S. 355 ff. V. Mohl, Die Verantwortlichkeit der Minister. A. Schellenberg, Die Verfassungspflege der politischen Bundesbehörden. S. 95.
- (十五) J. Hatschek, Deutsches und preussisches Staatsrecht. S. 3.
- (十六) C. Schmitt, Der Hüter der Verfassung. S. 6. H. Kelsen, Wer soll der Hüter der Verfassung sein? S. 5ff. Adler, Tschechoslovakische Verfassung. S. ff.
- (十七) J. Hatschek, a. a. O. S. Wittmayer, Die Weimarer Reichsverfassung. S. 302. F. Glum, Das parlamentarische Regierungssystem in Deutschland, Grossbritannien und Frankreich, S. 177 ff.
- (十八) A. H. Morley, The New Democratic Constitution of Europe (山之内一郎訳) 拙稿『ボンの憲法』(国家学会雑誌第六四卷第四号)
- (十九) F. M. Marx, Variation der richterlichen Prüfungsrecht. S. 73.
- (二十) C. Schmitt, a. a. O. S. 11.
- (二十一) F. M. Marx, a. a. O. S. 75.
- (二十二) Wittmayer, a. a. O. S. 334.
- (二十三) F. M. Marx, a. a. O. S. 80.
- (二十四) F. Glum, a. a. O. S. 177 ff.
- (二十五) Wittmayer, a. a. O. S. 302 ff.
- (二十六) C. Schmitt, a. a. O. S. 12 ff.